

令和3年10月1日

学生各位

学生担当副学長
太田 圭

緊急事態宣言解除に伴う課外活動の取扱いの変更について

皆さんの日頃の感染拡大防止対策へのご協力に、改めて感謝いたします。

さて、政府による緊急事態宣言が9月30日をもって解除され、本学の活動形態が変更になったことに伴い、本学の課外活動の取扱いを以下のとおり変更しますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

なお、今後、再び「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」が何れかの区域等に発出された場合は、同区域での活動及び同区域からの学外者と接する活動については自粛を要請します。

〈変更点〉

10月1日(金)から、感染拡大防止に最大限配慮した上で、活動できることとします。

ただし、以下の活動については自粛を要請します。

- ①「宿泊を伴う活動」
- ②「不特定の者が参加するイベントの開催」
- ③「不特定の者が参加するイベントへの参加」

※①～③の活動を希望する場合は、「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」及び「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」に基づく特例許可の申請を行うこと。

〈引き続きお願いすること〉

- 基本的な感染症対策（マスクは正しく着ける/石けん等でしっかり手洗い/3密を避け社会的距離を確保/換気はこまめに/少しでも症状がある場合はすぐに受診を）を徹底すること。
- 食事時のマスク無しでの会話による感染を防ぐため、活動後は直ちに散会し、会食・懇親会は行なわないこと。
- ワクチン2回接種またはPCR検査等により陰性を確認した上での活動を推奨します。
- 学外で活動する際は「学生団体学外行事届」の提出が必要です。
- 教室、体育施設等の予約に関しては、各管理部局の指示に従ってください。

これに伴い、令和3年9月16日付副学長通知「[緊急事態宣言発令継続に伴う直近の課外活動について](#)」は廃止します。

〔参考〕

- [「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」](#)
- [「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」](#)

担当：学生部学生生活課課外教育担当
Tel：029-853-2248、2247
E-mail：gk-kagai@un.tsukuba.ac.jp